

刑事局作成

11月21日（木）参・法務委 安江 伸夫 議員（公明）  
対法務当局

1問 檢察官の近時の事務負担量の状況と人手不足に対する取組について、法務当局に問う。

(答)

児童虐待事案や特殊詐欺事案の多発などにより、検察官の業務量は年々増加しているところ。

法務省は、このような近時の犯罪情勢等に適切に対処していくため、これまでにも検察官の増員を含め、必要な体制の整備を行っているところ。

今後とも、犯罪動向等に対応することはもとより、諸般の事情をも考慮しつつ、体制の整備に努めてまいりたい。

(参考1) 檢察官の定員状況（過去10年間）

	検事定員(年度末)	増員数(前年比)	副検事定員(年度末)
平成22年度	1,768	—	899
〃23年度	1,791	23	899
〃24年度	1,810	19	899
〃25年度	1,822	12	899
〃26年度	1,835	13	899
〃27年度	1,845	10	899
〃28年度	1,855	10	899
〃29年度	1,865	10	899
〃30年度	1,868	3	899
令和元年度	1,877	9	879

(参考2) 児童虐待及び特殊詐欺の検挙件数の推移（過去5年間）

	児童虐待	特殊詐欺
平成26年	740	3,252
〃27年	822	4,112

//	28年	1, 081	4, 471
//	29年	1, 138	4, 644
//	30年	1, 380	5, 162

※出典

児童虐待 平成30年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況（警察庁）

特殊詐欺 平成30年における組織犯罪の情勢（警察庁）

刑事局作成

11月21日（木）参・法務委 安江 伸夫 議員（公明）  
対法務当局

3問 檢察官のメンタルヘルス対策について、法務当局に問う。

（答）

検察官が心の健康を保ちながら能力を十分に発揮できるよう、検察官のメンタルヘルス対策を充実させることは重要と考えている。

検察官のメンタルヘルス対策については、人事院が定めた「職員の心の健康づくりのための指針」等に基づいて、全国の検察庁において、心の健康の保持増進のための取組を実施しているところ。

具体的には

- 管理職員等を対象とするメンタルヘルス講習を実施したり
- 職員にストレスチェックを実施して職員自身のストレスへの気付きやその対処の支援を行うほか
- 職員に限らずその家族も対象とした相談窓口を設置するなどの取組を行っている。

今後も全ての検察官が健康を保ちながら能力を十分に発揮できるよう、各種取組を積極的に推進してまいりたい。

（注）「職員の心の健康づくりのための指針」の概要

○目的：職員の心の健康づくりのために各省各庁の長、管理監督者、職員本人等が果たすべき役割を明確にし、具体的な対応が速やかになされることなど

○各省各庁の長が果たすべき役割

- ・職員の地位、職種等に応じて、心の健康づくりの体系的な研修カリキュラムを作成し実施する。

- ・ストレスチェック制度を各省各庁において実施される職員の心の健康づくりの施策の中に位置付け、結果を職場ごとに集計・分析し、職場環境改善の取組の実施に努める。
- ・職員及び家族に対し、心の健康に関する相談窓口を設置し、また職場外で活用できる相談窓口に関する情報の提供に努める。  
など

(注) 職員の健康安全管理に関する取組を具体的に挙げると、

- ・ストレスチェックの実施
- ・健康管理医による心の健康づくりの研修の実施
- ・新任管理職員等へのe－ラーニングによるメンタルヘルス講習の実施
- ・人事院作成のe－ラーニング教材の活用
- ・健康週間及び安全週間の周知
- ・健康安全管理状況調査の実施  
などがある。